

“北合志”だより



第 21 号

| | |
|------|------------------------------------|
| 発行年月 | 令和2年2月 |
| 発行者 | 熊本北合志警察署総務課 熊本北合志警察署協議会 |
| 連絡先 | ☎ (096)341-0110 ※ 県警ホームページにも掲載中 |

令和元年度最後の定例会 ～ 電話でお金詐欺(振り込め詐欺) 検挙事例から学ぶこと

委員の方から、「警察の方の努力で被害を免れた高齢者がいることが分かった反面、詐欺にはだまされないと考えていても、未だに多くの高齢者の方が被害にあわれていることが分かった。高齢者の方が被害にあわないようにするためには、家族の会話や近所の方との会話の中で、「留守番電話」「カメラ付きのインターホン」等を活用して、『犯人と会わせない、話させない方法』等を広めたり、犯行の最近の手口を老人会などの会合で、今一度ゆっくり説明して、被害の防止に努めていくことが大切である。」という意見が出されました。

《対策速報》 それ 電話で『お金』詐欺 です

～ 電話で「お金」の話が出たらすぐ110番！ ～



- | | |
|---|--|
| <p>◎ 注意を要する言葉</p> <ol style="list-style-type: none"> ① キャッシュカード渡して ② ○×△マネーカード買って ③ お金準備して ④ 暗証番号を教える | <p>◎ サギの被害にあわない対策</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 知らない電話番号にはでない ② 留守番電話に設定して相手を確認 ③ 電話でお金のお話が出たら先ず相談 ④ お金・キャッシュカードを渡さない |
|---|--|

1 管内情勢について

※ 数値(令和2年1月中の数値:暫定数)

①犯罪情勢

| | |
|-----|------|
| | 認知件数 |
| 県下 | 483 |
| 北合志 | 28 |

【身近な犯罪】

| | | | | |
|-----|------|-----|------|-----|
| | 自転車盗 | 万引き | 車上狙い | 空き巣 |
| 県下 | 108 | 71 | 19 | 14 |
| 北合志 | 5 | 2 | 0 | 1 |

(特徴) 今月、当署管内では、自転車盗が5件発生しています。先ずは「カギかけ」で盗難防止に努めましょう。

②交通事故情勢

| | |
|-----|------|
| | 発生件数 |
| 県下 | 312 |
| 北合志 | 35 |

【死傷者数】発生は人身交通事故件数

| | | | |
|-----|-----|-----|-----------|
| | 死者数 | 死傷者 | (内)高齢者死者数 |
| 県下 | 6 | 397 | 4 |
| 北合志 | 0 | 44 | 0 |

(特徴) 事故件数・負傷者数は減少(死者数は前年値と同一) 敷地からの出入りの際は、歩行者・二輪車にも注意!

③声かけ事案等

| | |
|-----|----|
| | 総数 |
| 県下 | 74 |
| 北合志 | 8 |

【気になる手口】

| | | | | |
|-----|-----|-------|--------------|------------|
| | 声かけ | つきまとい | 迷惑防止 条例違反 | 強制 わいせつ |
| 県下 | 21 | 8 | 10 | 1 |
| 北合志 | 4 | 1 | 0 | 0 |

※熊本県迷惑防止条例違反～ちかん等

(特徴) 今月、当署管内では声かけ事案等が8件発生しているが、その内、半分の4件が声かけ事案です。

④振り込め詐欺

| | |
|-----|------|
| | 発生件数 |
| 県下 | 3 |
| 北合志 | 1 |

【認知分】

| | |
|-----|-----------|
| | 被害金額 |
| 県下 | 3,583,494 |
| 北合志 | 800,000 |

(特徴) 当署管内では、今月、架空請求詐欺被害を1件認知しており、被害金額は、80万円となっている。

2月行事予定

- ① 2/11(火) 建国記念の日～(「の」を忘れないで)
- ② 2/15(土) 県民ふれあいコンサート
- ③ 2/23(日) 天皇誕生日

(一口メモ)

今回も、電話で「お金」詐欺(振り込め詐欺)防止に関する記事を掲載していますが、未だに多発しています。自らはもちろん、地域から被害者を出さないようにしましょう。防止策、犯罪情報に乏しい人は犯罪に弱いので地域・家族でカバーしましょう。

《犯罪被害者支援》～ 広げよう支援の輪 ～

警察ではもちろん、行政、裁判所、検察庁の他、産婦人科などの病院でも、犯罪の被害にあわれた方、またはそのご家族に対する支援活動が行われています。住民の皆様におかれましても、被害にあって困っている方がいることを今一度考えて行くことから支援の輪を広げていきましょう。



公益社団法人 くまもと被害者支援センター
熊本市中央区水前寺6-9-5(☎096-386-0337)

「くまもと被害者支援センター」の活動

- ～ 犯罪被害者等早期支援団体 ～
- 《多様な支援活動》
- 電話相談・面接相談
 - 警察・検察庁・裁判所・病院等への付添
 - 支援者の養成、自助グループの支援
 - 広報・啓発活動
- 性暴力被害者のためのサポートセンター
ゆあさいどくまもと(096-386-5555)

犯罪抑止対策

カギかけ・声かけ・心がけ

～高齢者世帯等への声かけをお願いします～

市町村別の街頭犯罪・侵入犯罪等の認知件数
※ 数値につきましては暫定数値です。

| 熊本市北区 | | “万引きは犯罪です” | | | | | | |
|-------|------|------------|-----|------|--------|------|------|-----|
| | 認知件数 | 強制わいせつ | 空き巣 | 自動車盗 | オートバイ盗 | 自転車盗 | 車上狙い | 万引き |
| 令和元 | 151 | 1 | 9 | 0 | 5 | 67 | 17 | 52 |
| 平成30 | 177 | 6 | 15 | 2 | 1 | 64 | 24 | 65 |
| 平成29 | 202 | 12 | 12 | 1 | 10 | 67 | 37 | 63 |

※赤字は前年比で増加した罪種

| 合志市 | | “ロック・ロック、二重ロック”で盗難防止！！ | | | | | | |
|------|------|------------------------|-----|------|--------|------|------|-----|
| | 認知件数 | 強制わいせつ | 空き巣 | 自動車盗 | オートバイ盗 | 自転車盗 | 車上狙い | 万引き |
| 令和元 | 55 | 0 | 5 | 0 | 1 | 27 | 5 | 17 |
| 平成30 | 67 | 0 | 6 | 2 | 2 | 32 | 13 | 12 |
| 平成29 | 56 | 0 | 3 | 2 | 3 | 22 | 14 | 12 |

※赤字は前年比で増加した罪種

自転車やオートバイはカギをかけることで、車上狙いはカギかけと車内に大切なものを置きっ放しにしない(車の座席の上など見える所や自転車の前カゴなどに置いたままにしない)ことで盗難防止に努めましょう。

交通事故防止

止まって確認する習慣

～相手から見えるライト点灯・反射材の着用に努める～

県下の交通事故情勢(令和元年中)

※ 数値につきましては暫定数値です。()は前年比。

熊本県下

“慌てないで”
“立ち止まって周りを見て”

発生状況

| 発生数 | 死者数 | 負傷者数 |
|-----------------|------------|-----------------|
| 4,104 (-680) | 69 (+9) | 5,092 (-989) |

※赤字は前年比で増加した項目

交通事故死者(年齢別)

| 10代 | 20代 | 30代 | 40代 | 50代 | 60以上 |
|-----------|-----------|-----------|-----------|------------|------------|
| 3 (±0) | 2 (±0) | 1 (-2) | 7 (+2) | 14 (+9) | 42 (±0) |

※赤字は前年比で増加した年代

交通事故死者(状態別)

| 歩行者 | 自転車乗車中 | 二輪車乗車中 | 自動車乗車中 | その他 |
|------------|------------|------------|------------|-----------|
| 24 (+7) | 10 (+1) | 17 (+6) | 18 (-3) | 0 (-2) |

※赤字は前年比で増加した項目

昨年は、年齢別では60歳代以上の方が交通事故死者全体の43.8%、事故の形態については、道路横断中が25%と大半を占めています。
道路を横断する時は、できるだけ信号のある横断歩道を渡りましょう。
また、ドライバー・自転車・歩行者の皆さん、自分自身が交通ルールを守ることはもちろん、それぞれの相手の立場に立った優しい行動にも心がけましょう。

【子供のインターネット利用による犯罪被害を防止しましょう】

○ フィルタリング加入は保護者の責任です

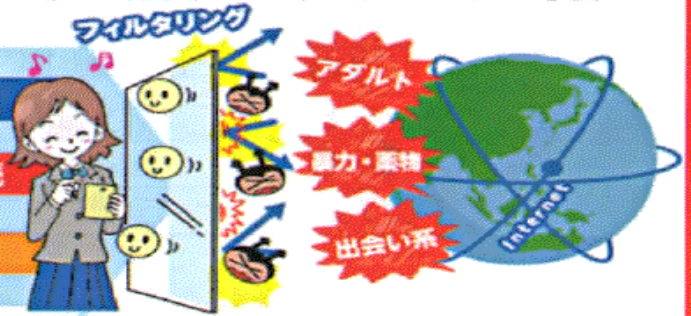
○ スマートフォンは特に保護者の注意が必要です

フィルタリングを必ず利用しましょう!

従来型の携帯電話は①、スマートフォンは①～③に対応するフィルタリングが必要!



- 1 携帯電話回線による接続
- 2 無線LAN回線による接続
- 3 アプリによる接続



お子さんが安全にインターネットを利用できるようにするためには、

- ・スマートフォンの場合は、①、②、③の3つのフィルタリングを設定する必要があります。
- ・そのため、お子さんのスマートフォンに、直接フィルタリングソフトをダウンロード・インストールする必要があります。携帯電話販売店に確認してください。